

No	書類名	ページ数等	内容	回答
1	—	—	特定日（桜開花時期、GW、夏休み 年間50日程度）に誘導員1名を7時30分から16時30分まで配置していますが、次期指定管理期間も特定日には事業者の費用負担で引き続き誘導員を配置する必要はございますか。	当該駐車場は、桜の開花、GW、夏休みの時期（年間50日程度）は駐車場利用者が多くなります。誘導員の配置は必須ではありませんが、仕様書1(1)管理の基本的な考え方③にあるとおり、駐車場の出入口付近や場内、場外における交通・歩行者の安全を確保する提案を求めます。 なお、本事業は利用料金制を採用していますので、誘導員を配置する場合は事業者負担となります。（運営経費として売上から計上することは可能）
2	—	—	駐車場機器一式（発券機、精算機）ゲート屋根、バリカー、LED照明、場内カメラは指定管理者の負担で設置しているのでしょうか。その場合は現指定管理者が変更となった場合は、全て撤去となるのでしょうか。	駐車場機器一式、ゲート屋根、バリカー、LED照明、場内カメラは、指定管理者により整備されたものであり、指定管理期間終了時には原則現状復帰（更地状態）するものとします。
3	—	—	現状設置している精算機は、現金の他にクレジットカード、電子マネーでも支払いができる仕様となっていますが、引き続き同等の支払い手段が必要でしょうか。	必須ではありませんが、すべての利用者が平等・公平・安全に施設を使うことができる仕組みの提案を求めます。
4	仕様書	7 頁	直近4年間の清瀬市立清瀬金山緑地公園駐車場の利用実績では、無料出庫台数も含まれていますか。	無料出庫台数も含めた利用実績です。
5	仕様書	2 頁	仕様書2(2)③駐車場利用料金の徴収売上金の回収について、駐車場利用料金の集金回数の定めはございますか。	集金回数の定めはありませんが、集金回数やつり銭等、運営に必要な備品の回収・補充については、24時間365日駐車場の運営が可能となることを求めます。
6	仕様書	3 頁	仕様書2(3)⑤指定期間終了時の引継業務について、指定終了時に「原状復帰（舗装除却・再舗装など）」を市と協議の上で求められる場合があるとありますが、開始時と終了時の基準が異なる可能性もあるということでしょうか。	駐車場における舗装は、指定管理者により整備されたものであり、指定管理期間終了時には原則現状復帰（更地状態）するものとします。7 留意事項（7）その他⑤のとおり、指定管理者が指定管理を受けなくなった場合には駐車場の原状復帰の過程において、場内舗装など除去と再舗装工事等によって駐車場が長期間使用できず、駐車場運営上支障があると市が判断する場合は、協議により決めるものとします。

No	書類名	ページ数等	内容	回答
7	仕様書 別紙1-2	3 頁	仕様書3(1)①イ駐車場整備の提案【様式5】、および「未整備での引渡しを前提」の表記について、別紙1－2では更地になった状態を想定とあるが、舗装はされていない状態でしょうか。	駐車場における舗装は、指定管理者により整備されたものであり、指定管理期間終了時には原則現状復帰（更地状態）することとしているため、未舗装状態を想定しています。
8	仕様書	4 頁	納付金について最低納付金額の設定はないということでしょうか。	最低納付金額は設定しておりません。駐車場料金収入の一部を市が公園利用者へ還元できるような納付金の提案を期待しています。
9	仕様書	6 頁	「需要変動リスク」は指定管理者負担とあるが、留意事項の（7）その他に記載されている内容においても、救済措置はないということでしょうか。	市の事業やイベント等により、駐車場として営業できない場合はご協力していただくものとし、補償等はありません。なお、現在予定している市の事業、イベントはありません。
10	仕様書	7 頁	過去5年間の売上実績をご教示お願いいたします。あわせて令和7年度の4月から8月もご教示ください。また令和6年になり利用実績が減少しておりますが、要因をご教示お願いいたします。	【別紙】のとおりです。 令和6年度になり利用台数が減少している要因として考えられるのは、清瀬市立公園条例改正により駐車場利用料金を値上げしたことが考えられます。
11	—	—	付帯事業として自動販売機等の設置は可能でしょうか。	当該事業は駐車場の運営に関するものであるため、自動販売機等、駐車場運営に必要なもの以外の施設の設置はできません。
12	—	—	川でのBBQのゴミや不法投棄等が予測されますが、処理費用の負担はどうなりますでしょうか。	駐車場内でのBBQゴミの不法投棄については、市負担により処分します。駐車場の管理運営面において不法投棄防止対策等の提案を期待しています。
13	—	—	過去に車両の長期放置はございますか。また発生した場合の対処方法と費用負担はどうなりますでしょうか。	これまで車両の長期放置はありません。 発生した場合、駐車場の管理者として、初動対応（確認・調査・通知等）は指定管理者負担で実施し、行政権限を行使する必要があるなど、指定管理者の権限を超える場合は市が実施するものと考えます。

No	書類名	ページ数等	内容	回答
14	—	—	現指定管理者は期中で料金設定の変更をしているという理解しておりますが、指定管理期間中に料金設定を変更する事は可能でしょうか？またその際に、踏むべき手順がありますでしょうか。	原則として、公募時にご提案頂いた料金設定から変更することはできません。
15	—	—	今公募の採点方法と基準、項目をご教示ください。	募集要項P5「6 指定管理者の選定方法」「7 指定管理者候補者の選定基準」のとおりです。
16	募集要項	4 頁	(3) 応募書類の提出 ②法人に関する書類・過去3年間の人員表（組織図）とは会社全体の組織図という認識でよろしいでしょうか？	ご認識のとおりです。
17	仕様書	2 頁	(2) 指定管理者が行う業務の範囲 ④駐車場利用料金の還付及び減免とありますが、還付と減免のルールにつきましてどの関係法規を参考にしたらよろしいでしょうか？減免の確認方法につきまして、現状どのように確認をしていますでしょうか？	減免のルールについては、清瀬市障害者の利用に係る公の施設の使用料等の減免に関する条例及び施行規則の規定に基づきます。当該駐車場における現在の減免確認方法は、精算機に設置されたインターフォンを押下、コンタクトセンターにご連絡いただき、カメラに手帳を見せコンタクトセンタースタッフが視認することで減免を適用しています。

